

広島県選挙管理委員会告示第八十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成十九年十一月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	介護老人保健施設 大浜	呉市豊浜町大字大浜四八二番地の一	平成一九年一月二〇日
老人ホーム	特別養護老人ホーム あぶと健生苑	福山市沼隈町大字能登原一四三六番地一	平成一九年一月二〇日
老人ホーム	特別養護老人ホーム 神郷の家	東広島市福富町久芳三四一六番地	平成一九年一月二〇日